

# シャープ行動規範

シャープグループ各社（シャープ株式会社、その子会社、およびシャープ株式会社が実質的に経営権を有する関連会社）が、シャープグループ企業行動憲章の内容を日々の事業活動の中で実践し、グローバル社会の一員としての社会的責任を果たすために、各社のすべての役員および従業員は、あらゆる事業活動において、以下の行動規範に則り一人ひとりの業務を行います。

## 【I】正々堂々の経営

### 1. 法令遵守、企業倫理および公明正大な経営の実践のために；

- ① 企業活動・業務遂行において、各国および各地域の法令、国際ルール、社内ルールを遵守するとともに、社会規範・企業倫理ならびにシャープグループ企業行動憲章およびシャープ行動規範に則り節度のある行動をします。  
なお、上記に反する行為を知った場合は、速やかにその旨を上司あるいは各社の適切な担当部門または通報窓口へ報告します。
- ② 業務における不正・虚偽報告や、シャープグループ各社の利益に反する個人の行為を行いません。  
シャープグループ各社の利益に反する可能性があると思われる場合は、事前に上司および各社の適切な担当部門に確認し、各社の利益に反しないことを確認した上で行動します。
- ③ 会計に関わる各国および各地域の法令・基準を遵守し、公正な会計原則に則って、適正な会計処理および会計報告を行います。
- ④ 社会秩序の維持への協力を努め、反社会的な行為に関わりません。反社会的勢力・団体からの連絡などを受けた場合には、速やかに上司あるいは各社の責任者に報告し、反社会的勢力・団体からの不当な要求や取引の求めには、毅然とした態度で対応します。
- ⑤ 経営環境、財務、法令、人事・労務管理、業務運営、環境、倫理等の視点から、リスクマネジメントシステムを構築し、かかるシステムに則り、担当業務に関わるリスクを理解して、社内ルールや基準に従って業務を行い、リスク発生の未然防止に努めます。

### 2. あらゆる形態の腐敗を防止するために；

- ① 国内外の公務員（これに準ずる者を含む）またはお取引先等に対して、各国および各地域の法令に違反する直接または間接的な金品の贈与、接待、その他の経済上の利益の供与、あるいはこれらの申込や約束を行いません。また、これらを強要せず、受けません。
- ② 各国および各地域の法令に違反しない金品の贈与、接待等についても、社会的儀礼の範囲を超えて行いません。また、受けません。

### 3. 寄付金の適正な処理、および、政治献金について；

- ①寄付金等については、透明性・合理性のある拠出対応を行うとともに、不当な利益供与や不正支出に該当しないよう、関連する法令・社内ルールを遵守します。
- ②政治献金等については、関連する法令・社内ルールを遵守し、政治・行政との健全で責任ある関係を構築するという方針のもとで、拠出する場合には透明性を確保し、かつ厳正に行います。

## 【Ⅱ】お客様の満足向上

### 1. あらゆるお客様のニーズに応える独創商品・サービスを創出・提供するために；

- ①常にお客様のニーズを的確に調査・把握・研究することに努めます。
- ②独創的な商品・サービスとは、お客様に感動を与えるものであるとともに、省資源・環境保全等の観点から見ても有用なものであることを理解します。そして、このような商品・サービスの核となる要素技術・ビジネスモデル等の開発に努めます。

### 2. 商品・サービスの安全性、品質、信頼性を確保するために；

- ①社内ルールに従うことはもちろん、事業を行う各国および各地域で、商品・サービスに適用されるすべての安全法令および安全規格を遵守します。
- ②「品質第一 私たちの心です」を常に意識し、安全性と品質を最優先します。そのために、次の点を常に踏まえて、業務を行います。
  - ・安全性・品質の維持およびその保証に対して万全を期すること
  - ・研究、開発、調達、生産、流通、アフターサービスの各段階において安全性の確保に努めること
  - ・分かりやすい説明書とすることや、安全で正しい使い方の表示を的確に行うことなどにより、事故、トラブルの未然防止に万全を期すること
- ③安全性・品質・信頼性の判断は、常にお客様の立場に立って行います。

万一、シャープグループ各社が販売・提供した商品・サービスが原因で、お客様の生命、身体もしくは財産に損害を与えた場合、または与える恐れがあると判明した場合はもちろん、会社の信用に関わる品質問題が発生した場合には、上司に報告するとともに、社内ルールに従って適正な対応を速やかに行います。

### 3. お客様の満足・信頼を獲得するために；

- ①各国および各地域の社会通念等を踏まえて、誠実な営業活動・サービス活動を行います。
- ②お客様に対して、商品・サービスの機能、特長等に関する情報とともに、正しい使い方、安全な使用・利用、環境特性、維持・保管上の注意、経済面・環境面・社会面に与える影響に関する正確な情報を積極的に、かつ分かりやすく提供します。
- ③お客様からの問合せ、苦情に対しては、最大限の満足を得て頂くために、社内ルールやガイドラインに従って、お客様の立場で考え、親切、丁寧に対応し、迅速に事実確認を行います。

また、誠意をもって対処し、お客様の期待以上に行動することに努めるとともに、重要なクレームについては関係部門へ適切なフィードバックを行い、同様の問題の再発防止に努めます。

- ④お客様の声、ニーズ等を事業活動の基本情報として活かすために、それらに基づく具体的な改善提案等を、社内ルールやガイドラインに従って開発・設計部門、企画担当部門、品質部門等関連部門へフィードバックします。

### 【Ⅲ】情報開示・情報保護

#### 1. 適正な情報開示のために；

- ・株主、投資家、その他のステークホルダーに対する企業の説明責任を果たすために、正確かつ公正さを重視した情報の収集を行うとともに、これらのステークホルダーに対し適切かつタイムリーに経済面・環境面・社会面に関する重要な企業情報を開示して、経営の透明性を高めるよう努めます。

#### 2. 情報保護のために；

- ①シャープグループ各社の技術上、営業上の秘密事項（企業秘密）および第三者から開示された企業秘密の漏洩がシャープグループ各社や第三者に多大な損失をもたらすことを認識し、それら企業秘密を各国および各地域の関連する法令・社内ルールに従って適切に管理・保護します。  
また、企業秘密を他に漏らしたり、権限・許可なく開示しないことはもちろん、本来の目的以外では使用しません。
- ②お客様、お取引先、従業員等から入手した個人に関する情報は、厳格に管理します。また、内容の改ざん、漏洩が行われないように保護します。

### 【Ⅳ】地球環境保全への貢献

#### 1. 環境保全のために；

- ①地球環境保全への取り組みは企業および個人の活動にとって必須条件であることを認識し、すべての環境法規制や地域協定を遵守するとともに、自主的に、資源の有効活用、省資源、省エネルギー化等に努めます。
- ②地球温暖化防止に貢献するために、あらゆる事業活動において、積極的に温暖化ガス削減に取り組みます。
- ③地球規模での環境問題への対応の視点から、エネルギーや環境保全技術等の各国グループ各社での共有・実用化を推進し、環境負荷削減に貢献するように努めます。
- ④多様な生物の共存する生態系が保たれることが、企業および個人の活動にとって豊かな生活環境をもたらすと認識し、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に積極的に取り組みます。
- ⑤地域住民、その他のステークホルダーとのコミュニケーションの活性化を図るために、国際的な視点での環境情報の入手と社内報告に努め、地域社会およびステークホルダーに対し、積極的な情報開示に取り組みます。

## 2. 環境に配慮した、商品・サービスの開発および事業活動のために；

- ① 全社環境方針に基づく施策推進に必要な社内システムおよび取り組みの重要性を理解するとともに、社内ルールを遵守します。
- ② エネルギー、水、鉱物等の天然資源の消費の最少化に向けて、商品の小型軽量化・長寿命化・再生材料の活用、および商品の省エネルギー・創エネルギーを図る商品・サービスの開発に積極的に取り組みます。
- ③ 環境破壊や健康に悪影響を及ぼす恐れのある有害物質に関する情報収集に努め、商品・サービスにおいて、これらの有害物質を原則として使用しません。
- ④ 製造や研究等に使用する化学物質については、法規制またはそれ以上の基準をもって、消費を抑えるとともに、適正な使用と管理を行います。
- ⑤ リサイクルに配慮した分離・分解性の高い商品設計・構造とすることを基本とし、再資源化が容易な材料をできる限り使用します。
- ⑥ 事業活動に必要な資源（設備、原材料、副資材、器具等）については、地球環境や地域住民、従業員への影響が少ないものを選択し、調達するように努めます。
- ⑦ 廃棄物が貴重な資源であることを理解するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の最大限の実施と、最終処分量の最少化に積極的に取り組みます。

## 【V】 健全な経済活動の実践

### 1. 公正な自由競争を維持し、良質・適正な価格の商品・サービスをお客様に提供するために；

- ① 競争者間での価格に関する協議・制限、市場分割、生産制限等のカルテル行為や入札談合行為には一切関わりません。また、それらの行為について十分に理解し、関与未然防止のための注意を最大限に払い、またそのための行動を確実に実践します。
- ② 再販売価格の拘束、抱合せ販売その他の取引先の事業活動に対する不当な拘束や制限となる行為を行いません。
- ③ 優越的な立場を利用した、取引条件の一方的な変更や購入強制等となる行為を行いません。
- ④ 広告等においては、事実や客観的根拠に基づき、お客様にとって分かりやすい表示を行い、虚偽・誇大な広告となる行為を行いません。また、過大景品付販売や欺瞞的な販売方法を用いません。
- ⑤ 社会的差別につながるもの、個人の尊厳を損なうものや政治、宗教に関するものは広告表現の対象としません。
- ⑥ その他、競争法や表示に関する法令等に違反する行為を行いません。

### 2. 不正競争行為を行わないために；

- ① 第三者の企業秘密を、不正な手段により取得しません。また、第三者によって不正な手段で取得された、または正当な手段で取得されたものの当社へ不正に開示されたことを知りながら、取得・使用・開示しません。
- ② 競争相手の営業上の信用を害する虚偽の情報を流布しません。
- ③ 会社の商品等の表示に第三者の商品等の表示と同一または類似のものを使用しません。また、第三者

の商品の形態を模倣する行為を行いません。

### 3. 知的財産権を尊重するために；

- ①企業が自ら多大な投資を行って得る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産およびノウハウは企業の重要な財産であるとの認識のもとに、積極的に知的財産の創出に努め、活用を図ります。
- ②業務上知的財産を創出した場合には、社内ルールに従い遅滞なく会社に届け出るとともに、管理・保全を図り、権利化を図るべき知的財産については会社の特許出願等に協力します。
- ③新規技術の研究、商品の開発、生産および販売にあたっては、第三者の知的財産権を尊重し、故意に侵害しません。また、第三者の侵害に対しては適切な処置を講じます。

### 4. 輸出入管理を徹底するために；

- ①安全保障輸出管理を徹底するため、シャープグループ各社からのすべての貨物の輸出および技術の提供に関わる場合は、関係各国および各地域で定める国際的な平和と安全の維持に関する輸出管理関連法令の規制が適用されているか否か、さらに、用途、需要者および取引の態様から兵器開発等の用途に用いられる恐れがあるか否かについて漏れなく慎重な確認を行います。
- ②輸出入する貨物・技術については、法令および社内ルールに従って必要な輸出入手続きを行います。

### 5. 公正で適正な購買活動を実践するために；

- ①お取引先の選定にあたっては、経済合理性および対象企業の法令遵守・企業倫理・環境への配慮をはじめとする企業の社会的責任に対する姿勢を勘案し、公正で透明な評価を行うとともに、グローバルに事業を展開している企業として、国内外の差別をせず広く世界に門戸を開きます。
- ②各国および各地域の購買取引に関連する法令を遵守することはもちろん、購買取引を通じた直接・間接的な人権侵害や環境破壊等への加担の回避に努めるとともに、企業倫理上問題となる行為を行いません。

### 6. インサイダー取引を行わないために；

- ①シャープグループ各社またはお取引先の株価に重大な影響を与えるような情報に接しやすい立場を利用して知り得た、あるいは業務の過程やその結果として知り得た、いわゆるインサイダー情報を利用して、情報の公表前に株式等の売買および売買の推奨を行いません。
- ②上記のようなインサイダー情報を、顧客、家族、知人等社外の者はもとより、業務上関係していないシャープグループ各社の役員・従業員に提供しません。

## 【VI】 人権の尊重

- ①あらゆる事業活動において基本的人権および個人の尊厳を尊重し、また、人権侵害に加担しません。万一、事業活動や商品・サービスが人権への悪影響を及ぼしていることが判明した場合は適切に対処します。

- ②児童労働およびあらゆる形態の強制労働を認めず、また、その実効的な廃止を支持します。
- ③採用や報酬、昇進、研修の機会等の雇用慣行を含むあらゆる企業活動において、国籍、人種、民族、肌の色、性別、健康状態、妊娠、性的指向、年齢、配偶者の有無、宗教、信条、社会的身分、家柄、財産、身体的特徴、心身における障がいの有無、政治上の意見等による、差別となる行為を一切行いません。
- ④いやがらせ、侮蔑、言葉による虐待、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、非人道的な行為や言動を一切行いません。
- ⑤国際基準および適用される法令に基づき、報復・脅迫・嫌がらせ等を受けることなく、結社する自由、労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会等に加わる自由等の従業員の権利を尊重し、配慮します。

## 【Ⅶ】安全で働きやすい職場環境づくり

- ①人命尊重を最優先し、労働条件や労働安全衛生に関する国際基準および法令、社内ルールを遵守し、安全第一の職場環境づくりや労働時間の適正化等の施策に積極的に取り組みます。また、従業員や地域社会の安心・安全を確保するために、災害の未然防止と非常時対応に関する施策にも積極的に参画します。
- ②「健全な経営は健康な従業員が支える」との考え方のもと、従業員の家族を含めた健康を保持・増進するための取り組みに積極的に参画します。
- ③障がい者、高齢者、女性、外国人等、多様な属性をもつ従業員が十分に能力を発揮できる職場環境整備の施策に積極的に取り組みます。
- ④ワーク・ライフ・バランスを実現するために、法定休日の確保はもとより、柔軟な働き方が可能となる各種休暇制度等の労働環境の整備により、企業の生産性と従業員の働く満足度双方の向上に関する施策に積極的に取り組みます。
- ⑤自主性と創造性を重視する職場風土をつくり、各人の能力を最大限に発揮し成果をあげるために、お互いの人格と個性を尊重します。
- ⑥各種の研修や人材育成制度の積極的な活用等により、業務推進能力の向上に継続的に努めます。
- ⑦会社や個人に対する誹謗・中傷をせず、また、誹謗・中傷であると誤解される可能性のある言動を行いません。
- ⑧企業に働く一員として、良識を備え、道徳およびマナーの向上に努めます。
- ⑨業務の効率化と合理化に努めるとともに、積極果敢に新しいテーマに挑戦します。
- ⑩会社の各種財産（情報、商品、備品、機器、消耗品、知的財産、ブランド等の有形・無形の資産）を、社内ルールに従い、適正な管理を行うとともに、在職中はもちろん退職後も不正・不当に使用（私用への流用や第三者のための使用等）しません。

## 【Ⅷ】社会との調和

- ①各国および各地域で事業を行う際には、国際ルール・現地の法令を遵守することはもちろん、現地の地域社会や企業・関係機関等との相互協力・信頼関係の構築に努めます。

また、各国および各地域の社会事情を理解し、伝統的文化や慣習に十分配慮した事業活動を行うとともに、現地の地域社会に貢献する活動への参画に努めます。

- ②「環境」「教育」「社会福祉」の分野をはじめとする社会貢献活動に、積極的に協力するように努めます。
- ③地域における行事への参画・寄付・賛助等により、地域社会への貢献に積極的に協力するように努めます。
- ④各種ボランティア活動にも積極的に参加し、社会貢献意識の向上に努めます。

## 【IX】 シャープ行動規範の実践

### 1. 運用体制

- ①シャープ行動規範は、シャープ株式会社の取締役会およびシャープグループ各社で必要な手続きを経て、各社の行動規範として適用することとします。また、シャープ株式会社に担当役員を定め、シャープグループにおける運用状況の監視を行うシステムを構築して、その定着と継続的な改善に努めます。
- ②シャープグループ各社は、所在国・地域の法令・慣習等の事情がある場合には、本来の意図・趣旨に反しない範囲でシャープ行動規範を、各社の取締役会の決議を経て、変更することができます。なお、変更を行う場合は、下記のシャープ行動規範に関する照会先へ事前に報告しなければなりません。
- ③シャープ行動規範については、必要に応じて見直しを行い、その都度、シャープグループ各社の役員・従業員に周知徹底します。
- ④シャープグループ各社は、シャープ行動規範について、イントラネットへの掲載等により、すべての役員・従業員が容易に参照できる環境を整え、社内への周知徹底を図るものとします。
- ⑤シャープグループ各社は、研修等を通じて継続的にシャープ行動規範の周知徹底を図るものとします。
- ⑥シャープ行動規範に関連して、従業員が事業活動・業務遂行上の法令などの違反行為を通報するため、あるいは、どのような行動をとるべきか判断できない場合の問合せ・相談等を行うための窓口をシャープグループ各社で明確にします。日本国内では、社内外に設置する「クリスタルホットライン」〔競争法関連については「競争法ホットライン」〕で常時受け付けるものとします。
  - ・受け付けた通報・相談等には適切な回答を行うとともに、違反行為が明らかになった等の場合は改善策を講じます。
  - ・通報あるいは相談を行った者に対しては、各ホットラインの運用要綱に基づき、通報あるいは相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いは一切行いません。
- ⑦シャープ行動規範に違反する行為を行った場合は、関係法令やシャープグループ各社の就業規則等の該当規定に基づき、懲戒処分等の厳正な措置の対象になります。
- ⑧シャープ行動規範の内容への賛同と実践を、自社の影響の及ぼせる範囲にあるお取引先に対し要請するよう努めます。
- ⑨シャープ行動規範は、法令や国際ルールの変遷に応じて適宜改定します。シャープ行動規範の改定に準じて、関連する社内ルールを見直します。

## 2. 照会先

このシャープ行動規範に関する照会先は、シャープ株式会社のCSR担当部門および総務担当部門とします。

(2015年1月改定)